

子ども議会 議案第2号

基山駅周辺自転車駐輪場の整備及び管理に関する条例の制定について

基山駅周辺自転車駐輪場の整備及び管理に関する条例を次のように定める。

令和5年9月30日提出

基山町長 友川 瑞 稀

基山町子ども議会 条例第2号

基山駅周辺自転車駐輪場の整備及び管理に関する条例

第1条 町は基山駅周辺の自転車駐輪場の安全性及び利便性を向上させるとともに、町の景観を維持するため基山駅周辺自転車駐輪場の整備を行うものとする。

第2条 前条の整備目的を効果的に達成するため、町は町内の事業者管理に委託することができる。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自転車スタンドの設置
- (2) 白線を引く
- (3) 除草作業の実施とコンクリートの敷設
- (4) 防護柵の設置
- (5) 防犯カメラと街灯の設置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山駅周辺の自転車駐輪場は多くの方が利用されていますが、安全性や利便性に問題があるため、自転車駐輪場の整備が必要であると考えます。また、自転車駐輪場を整備することにより町の景観が良くなり、基山町の印象を更に良くすることにつながると考えたからです。